

# 建設水道常任委員会

平成21年5月15日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎浦野 圭司	○紀 良治	宮崎 和彦
中川 靖広	里川宜志子	木田 守彦
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

副 町 長	芳村 是	総 務 部 長	池田 善紀
都市建設部長	清水 建也	建 設 課 長	加藤 保幸
同 課 長 補 佐	角井 敏文	観 光 産 業 課 長	川端 伸和
同 課 長 補 佐	井上 究	都 市 整 備 課 長	藤川 岳志
都市整備課参事	今西 弘至	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
下 水 道 課 長	上田 俊雄		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午後1時30分）  
署名委員 紀委員、宮崎委員

委員長 こんにちは。  
審査に入ります前に、4月に町職員の人事異動がございましたので、当委員会所管の都市建設部、上下水道部の異動のありました職員のご紹介をしていただきたいと思います。

（ 職員紹介 ）

委員長 ありがとうございます。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構です。ご苦労さまでした。  
暫時休憩いたします。

（午後1時32分 休憩）

（午後1時32分 再開）

委員長 再開します。  
それでは、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。  
町長が出張されておりますので、副町長の挨拶をお受けいたします。  
芳村副町長

（ 副町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、紀委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、1. 継続審査、（1）都市基盤整備事業に関することについて、

①公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長

それでは、公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。資料1-1をご覧くださいでしょうか。平成21年4月末現在の、公共下水道整備が完了し供用開始を行っている区域図でございます。緑色の線が公共下水道の管渠路線でございます。また、青色に塗りつぶしている区域が、公共下水道がご利用いただける区域を表しております。供用面積は約142ha、供戸数は3,634戸、供用人口が9,768人となっております。接続状況につきましては、後ほどご説明させていただきます。

次に平成21年度の工事進捗状況でございます。資料1-2をご覧くださいでしょうか。平成21年度公共下水道工事箇所図でございます。まず神南3丁目から神南5丁目地内で施工を進めております2工区-1工事、図中黄色路線につきましては、三室山ふもとに設置しております発進基地から昭和町自治会館・約425mまでの区間のシールド掘進工事が完了いたしております。今後は、三室山ふもとの発進基地より竜田川右岸道路に向け、平成20年度に完成いたしました幹線管渠までの約105mについてシールド掘進作業を進めてまいります。現在の進捗率は65%となっております。

次に平成20年度の繰越事業として進めております神南3丁目地内、2工区-5工事、図中青色路線及び龍田2丁目地内、4工区-4工事、図中オレンジ色路線につきましては、現在、工事着手前の家屋調査及び地下埋設物等の事前調査を進めており双方ともに進捗率10%となっております。

次に、神南3丁目地内、2工区-3工事、図中赤色路線及び2工区-4工事、図中茶色路線でございますが、5月19日に入札を予定しております。6月議会定例会に契約締結案件として上程している路線でございます。詳細につきましては、後ほど提出予定議案においてご説明をさせていただきます。

また、龍田西6丁目地内、1工区-11工事、図中紫色路線につきましては、同じく5月19日に入札を予定しており、平成21年10月9日の完成に向けて進めてまいります。

つづきまして資料1-3をご覧ください。公共下水道接続申請状況でございます。平成20年度末の状況といたしまして、申請受付件数が1,701件、検査済み件数が1,676件、利用世帯数は1,935世帯となっております。融資あっせん利用総数につきましては30件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が20件でございます。また、平成21年4月30日現在の接続状況につきましては、申請受付件数が1,722件、21件の増となっております。検査済み件数が1,691件、利用世帯数は1,955世帯となっております。融資あっせん利用総数につきましては30件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が20件でございます。今後も、さらに公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 今、整備済み面積145ヘクタールという説明ありましたが、これは何年かかってこの面積になったのか教えてください。

下水道課長 145ヘクタールにつきましては、平成4年から工事着手をしておりますので、16年ということになります。

中川委員 245ヘクタールが認可区域だったと思うのですが、そのうちの145を16年もかかってたら、残りの100をこのあと2年で予定どおり整備できるのかできへんのかどうか、お尋ねしておきたい。

下水道課長 現在、財政推計等を検討してまいりの中で、整備面積につきましては今の状況で進めてまいりますと平成26年までかかるという推計を出してお

ります。ただし幹線管渠、主要な幹線につきましては、当然最初に工事を着手する関係でその分年度数はかかりますけれども、面整備に入りますと、幹線管渠が完成しておりますので、あとは面整備を進めるのみということで、比較的拡大については早期にかかれるということは考えております。

中川委員 平成22年までの目標で進められておって、何年の委員会が、私、定かではございませんが、予定どおり22年までに245ヘクタールの整備ができるという答弁を何回も聞いていますけれども、それが変わったということですか。

下水道課 実施の中で変更が生じてきたということです。

長

委員長 他にありませんか。宮崎委員。

宮崎委員 ちょっとひとつだけ聞かせていただきたいんですけど。下水をつながれているお家が検査完了、今676件とありますねんけれども。つながれたあと、町のほうでは検査とかそのへんをやっておられるのか、また、実際つないでいるところこれだけあるということなんですけど、実際に、無断につないでおられるとか、そういうことはないと思うんですけども、そういう確認とかは町でされるんですかね。

下水道課 接続に関しましては、指定工事店等において申請が行われて、完了の場合は完了届が提出した段階で、町の職員が調査に一軒ずつまいっております。その段階で誤接続もしくは配管に不備があった場合は、指導を行っております。流れてからの無断接続につきましては、現在は、管渠につきましては清掃作業を順次、整備された区域の管渠を清掃作業を行っております。そのなかで、なにか問題があるようなところにつきましては、清掃業者のほうから報告を受けたり、またはうちのほうで施設台帳を作成するときに一軒ずつまわっていきますので、そのときに確認させております。ま

た今後、年数が経つにつれてそういう問題も生じてくることも予想しまして、何らかの手立ては考えていきたいと考えてます。

中川委員 さきほどの質問に関連しますけれども。認可区域に入っていない大きなかたまった住宅からも、下水道の供用開始について「なぜうちの住宅は認可地域に入っていないですか」と、まあ当時入っていないというのが結論なんですけど。そういう地域については、23年度以降早々に認可区域の見直しがあるから、そこらで認可区域に入ってくるでしょうと、ずっと今まで住民さんに対して説明をさせてもらったことがありますけど、そのへんについて、今、26年ぐらいまでかかるということと、23年から認可区域の見直しはしてもらえるとということで認識しておいていいんですか。

下水道課長 認可区域の拡大、見直しにつきましては、現在の認可区域につきましては、平成22年3月までの認可期間となっております。当初は平成22年3月が切れた段階で区域の拡大を考えておりましたが、下水道法の見直し等によって上位の流域下水道の計画が見直されて、同時に市町村が一斉に認可区域の見直しをするということで県からの指導がございます。それが平成23年度を予定しております関係上、平成22年3月から1年間は期間延伸させていただきますが、その後、区域の拡大、期間延伸も含めて、今度は約7年間、平成29年までの認可区域として拡大及び期間の延伸を図っていききたいと考えております。

中川委員 私いま確認しているように、今の予定区域が26年度までかかったとしても、23年の4月以降は見直しはしてもらえるとということで理解しておいていいですね。

下水道課長 はい、そういうことです。

委員長 他によろしいですか。 里川委員。

里川委員 私も建設水道常任委員会に初めて今年から入らせていただいて、初めて質問させていただきますが、よろしくお願ひします。ところで、公共下水道の接続状況の数を言っただいて、よくわかったんですが、今後私達も議員としてこの接続率を考へていくとなつたときの率の考へ方なんですけれども、さきほど説明の中ではもう整備されたのが3,634戸、接続の申請件数4月30日現在1,691、世帯数では1,955と、こうあるんですね。接続の件数と世帯数の違ひというのは私もだいたいおおよそわかるのですが、この対象戸数から接続世帯数というのを考へて、これは接続率ですね、この地域でどれだけこれを開始して、どれだけ接続していただいているかという率を出す場合、どういふふうに計算させていただいたらいいのかなあと思うのですが、このへんについて、ちょっと確認だけさせていだきたいと思ひます。

下水道課長 接続率につきましては、統一した形で人口で公表いたしてあります。関係上、申請件数も含めてですけれども、人口に直しまして、供用開始人口分の接続人口というパーセンテージでいっていますので、現在、4月末現在でいいましたら接続人数につきましては5,166人、供用開始の人口が9,768人ということで、52.9%という接続率、水洗化率とも申しますが、そういった形で算出いたしてあります。

里川委員 そうしますと、なかなか、私達が単純にこれぐらい接続されているという具体的なパーセントでつかんでいこうと思ったら、簡単にはいかないんだなあというのを今思ったんですけど。できましたら、今後、接続率も併せてご報告いただいたらありがたいかなと思ひますので。

下水道課長 はい、わかりました。

委員長 他にありませんか。 木田委員。

木田委員 今の幹線管渠ですか、22年3月までに完了するということなんですけど。その後、認可区域の拡大ということなんですけども。私、以前、公共下水道を進める場合に、私の地区、幸前地区なんかは、平成30年というふういきいておったんですけれども。次の認可区域の中にそれが入って、そして、それが平成30年までに幹線管渠が設置されるのかどうかについてお聞かせいただきたい。

下水道課長 次回の認可区域の拡大につきましては、さきほどもご説明させていただきましたけれども。現認可区域が26年ぐらいはかかるというなかで、29年までの認可変更した場合、新たに加える区域は限られてくるものと思っております。そのなかで、やはり区域の優先順位をつけさせていただきますと、優先順位の考え方を申し上げますと、人口が密集する集落及び老朽化した集中浄化槽により汚水処理されている地域、そして公共下水道整備の要望が高く効率的に整備できる区域といったことを重点的に判断してまいりたいと考えておりますので、現在は、区域については白紙状態でございますが、そういったことを踏まえまして検討していきたいと考えております。

木田委員 私言いたいのはね、私のおる所は斑鳩町でも唯一の準工地帯ですやんか。そしたら秋葉川とかね、国道から下の流れている水見てもろたらわかるように、あんな水で農業用水に使ってはるということは大変心苦しいと思うわけです。だからやっぱり、そういう方面ですね、何もそういうところをほっといてするよりは、以前からも言っているように、うちの前なんか6m道路で決まっているのに、まだ未だにそれも解決されておらないというような状況で、準工地帯らしいそういう整備の仕方ていうんですか、そして、汚水によって、せっかく斑鳩町の農業とかいうて、町も力を入れてはんに、それと裏腹な整備の仕方ていうんですか、それはちょっと納得できない。というは、準工地帯はやっぱり税金においても、他の地域よりも、住宅地域よりも高がついてるわけですよ。だからそんなこともいろんな面からしてもね、斑鳩町もなんとか環境整ったいい町にするの



には、そういうところをやっぱりちゃんと整備してもらわないかんと思うので、平成30年というような報告を受けていたんですけれども、それが可能かどうかということをお聞かせいただきたいということで聞かしていただいたんですけれども。そういう今の回答の順位のつけ方やったら、これいつになるやわからへんという状況やったらね。こんな富雄川の河川改修もなかなかいかないということになってたら、なかなか河川の水、農業用水に使われている水は、なかなか改善されないように思いますけれども。それらについて本当の町の考え方いうのも、さっきおっしゃったようなことからいっことも変化はないというふうに考えたらよろしいですか。

上下水道  
部長 整備を要望していただくお声も多々聞くわけでございます。そういったなかで、木田委員がおっしゃるように早く整備を進めてほしいといった声を聞く中で、たいへんありがたく感じております。ただその中で、私たちといたしましても、計画に関しましてはやはり地域地区の特性を十分、分析いたしまして、今の汚水の状態とかもしくは生活の状態、いろんな状態を視野に入れもって、投資可能な範囲で、もちろん財政の関係もございませぬので、投資可能な範囲も含めまして整備拡大を進めていくという考えを前提にすすめておる状況でございます。そして効率的に計画的に事業を進めたいといったことも念頭において整備をすすめているということでご理解いただきたいと思っております。

木田委員 秋葉川の国道から下の区域において、今現在カラスを、また6月から駆除してくれはるらしいですけど。あのカラスが寄っているような状況ね。斑鳩町どこも同じような状況かもしれへんけど。あの川に下りて残飯をあさっているような状況のなかで、その水を使って斑鳩町の農業が営まれているということに対してですね、もうちょっと前向きな考え方で進めてもらいたいということを、今後要望しておきます。

委員長 他なにかありませんか。 中川委員。

中川委員 この雨水貯留施設の転用申請数やけど20件と。検査済みが1,691件もあってね、20件で、今、富雄川の改修も出ましたが、三代川の改修もまだ県の事業で、まだ目に見えるような進捗もないとこでね、各家が全部雨水貯留施設に転用してもらったら、かなりの溢水を防げるかなと、計算はしていませんけれども、それだけ防げるんかもしれませんけれども、そのような気持ちになるんですが、これ上限10万円でしたかな。10万円町が負担しやんなあかんということで、負担を減らすために進めていただいてないのかなって。私がわるかんくってまんねんけど、してもろたら町が補助金出さんなあかんから、強いて控えめにしてんのかなって感じで見てしまいますけど、いつも。

みんなしてもろたら、自分とこで処理する費用と浄化槽の雨水転用するのに10万円の補助金もろたらね、その家かて安くつくはずですねん。また雨水をそこへ貯めてもらえるということでっしゃろ。なぜこの20件で増えませんかやろね、いつも。

下水道課 町といたしましても、雨水転用につきましては、啓発もしくは説明会におきましても住民のみなさんにご説明させていただいてますが、実際の排水設備工事の段階を見ましたら、浄化槽のあるところに新たなパイプをもってこなければ、公共下水道の公共柵に接続できないといったお宅がかなり多く見受けられまして、浄化槽を残して、それを迂回するという形をお願いをするんですけども、なかなかその辺はパイプを敷設する費用もございますので、一番最短を通られたときに浄化槽を潰したほうが安価であると。補助をもらっても、もしくはできないと、ガレージいっぱい浄化槽があるのでできないと、いったことが見受けられるのが、現在の状況です。

委員長 ほか、よろしいですか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。藤川都市整備課長。

都市整備  
課長

それでは、②都市計画道路の整備促進に関することについて説明させていただきます。まず、いかるがパークウェイについてでございます。最初に当事業の概要を簡単に説明させていただきます。ご承知のとおり、いかるがパークウェイは昭和42年に都市計画決定が行われ、この道路につきましても、長年いろいろな取り組みがなされてきたわけでございますけれども、なかなか計画的にすすめられてこなかったというのが現状でございます。ところが、平成8年に基準点測量、その後、路線測量が行われ、その後、平成10年度から実際に小吉田の400mにおきましてモデル事業としまして、国により小吉田モデル区間に着手していただき、その後6年間用地買収・工事と進められてきまして平成16年に供用を開始したということでございます。その後、平成15年度からは稲葉車瀬区間としてモデル区間西端から竜田川右岸側までの約600mでございますが、その事業に取り組んでおり、現在におきまして、いよいよ工事を実施されているという状況です。

モデル区間から東側につきましては、平成19年度からは五百井・興留区間といたしましてモデル区間東端から県道大和高田斑鳩線までの約820mでございますが、国として計画的に事業に着手されてきたところがあります。

さらには竜田川右岸から国道三室交差点の間、いわゆる三室・紅葉ヶ丘地区でございますが、この地区については平成20年から三室交差点の計画や道路構造につきまして、紅葉ヶ丘および新楓町の住民の方々との協議もさせていただきながら、進められているというところであります。

このように、いかるがパークウェイにつきましては、全体において7キロのうち、供用済みの小吉田モデル区間を含みまして、県道大和高田斑鳩線から国道25号三室交差点の間、約2.3キロの区間でございますが、

この間につきましてはいよいよ取り組みがなされている状況であります。

それでは各区間の状況を説明させていただきます。まず、稲葉車瀬区間です。平成19年度から実施していただいております橋梁工事の内、竜田川両岸に橋台を設置し、そして川の中に橋脚を設置する工事です。「岩瀬橋下部工事」でございますが、それにつきましては今年5月20日の竣工に向けまして最終段階に入ってきているという状況でございます。さらに橋梁の上部工であります、「いかるがパークウェイ岩瀬橋上部工事」が発注されてございまして、極東興和㈱が受注しております。今年2月24日から22年3月10日までの工期となっております。現在、施工計画等の検討を進められているというところでございます。具体的に施工時期等の計画がまとまれば、地域の方々にもお知らせをさせていただきます。工事に着手されることとなっております。

次に稲葉車瀬区間の内東側の区間で道路の概ねの形を造る「いかるがパークウェイ稲葉車瀬地区改良工事」という工事も発注されてございまして、この工事は鳳隆建設㈱が受注しております。本日5月15日19時30分から稲葉車瀬集会所におきまして工事説明会が行われることとなっております。この場で地権者や地域のみなさまに工事の内容や方法また、工事車両の運行や工事中の交通安全対策などについて説明される予定であります。工事は小吉田モデル区間の終点であります町道405号線、農協から通っている道でございますけれども、西へ331mの区間で実施をされる工事です。今回の工事は道路の概ねの形を造るといった工事でございます。舗装の仕上げまではしない、その下まで施工ということとなっております。今年3月4日から22年1月10日の工期となっております。

次に、五百井・興留区間です。この区間は平成19年から実施をしているわけですが、平成19年1月に事業計画説明会を五百井から興留の県道大和高田斑鳩線までの間の自治会のみなさまを対象といたしまして説明会を実施いたしました。その後、現地に道路の幅を示すための幅杭を設置いたしております。事業に必要な土地のそれぞれの境界を確認するための立会いも、土地の所有者の方々のご協力をいただきながら実

施されているという状況であります。その後、道路の高さや交差点の形状等について国において検討がなされてきており、今後地域のみなさま方と協議をさせていただき事業が進められることとなっております。

最後になりますが、三室・紅葉ヶ丘区間であります。この区間は、三室住宅の部分における現道の高さと国道25号三室交差点部分の現在の高さでは、この間が高低差が大きく約11mという高低差がございます。現在の町道も急勾配となっております。このような状況の中で、この間の道路をどのような構造で造るのか、沿道地域とどのように取り合いを行うのか、また、三室交差点をどのような計画にするのかということにつきまして、地域のみなさまともご協議をさせていただきながら計画をまとめていきたいという考え方に立ちまして、今現在、紅葉ヶ丘や新楓町の方々ともこれまで協議させていただいているという状況でございます。

住民のみなさま方からは、環境面への配慮ということで道路縦断線形についていろいろご心配をいただいております。また、沿道地域といかるがパークウェイとの接続の仕方、地域から国道25号等の幹線道路への出入りの仕方など、日常生活における道路の利用の利便性を損なわないように、あるいは交差点につきましても同様に便利な形にしてほしいなど、貴重なご意見をいただいております。それらのご意見に可能な限り配慮した計画を策定し、警察とも協議されております。警察につきましても交通安全の面でいろいろご検討を加えていただいている状況でございます。今後警察からの意見も考慮し、国で計画についてさらに検討を加えて、改めて地域のみなさま方と協議させていただきながら、計画のほうをまとめていきたいと考えております。

今後も地域のみなさまと十分に話し合いをさせていただき、地域にとっても、地域にとってもよりよい道路となりますよう計画等の調整に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますよう、よろしくお願ひします。以上、いかるがパークウェイについての報告でございます。

次に都市計画道路法隆寺線について報告したいと思います。法隆寺線整備事業は平成10年度から取り組んでいるところですが、事業着手区間680mについて取り組んできたところではありますが、今年の4月7日にパ

ークウェイモデル区間との交差点から北側の町道446号線の間約184mを供用開始いたしまして、現在までに全体の内550mの供用を開始している状況でございます。しかしながら、現在国道25号との取り合い部分の用地が未買収でございます、工事に着手できていないという状況でございます、中央公民館の東側につきましては、昨年工事をいたしまして一部概成しているところでありますが、町道としては未供用でありまして中央公民館の通路として利用していただいている状況であります。今ご説明させていただきました、国道25号との取り合い部分の1件の用地買収が未解決となっておりますけれども、現在も地権者の方にご理解いただけるよう交渉を進めさせていただいているところでございますので、今後も早期にご理解いただけるよう努力したいと考えております。

しかしながら長年の交渉を進める結果まとまっていない状況でございます、後ほど平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書について報告させていただきますけれども、当該物件の用地買収交渉に伴います法的手続きに関する業務委託料等につきましても、今年度に繰越して執行させていただくことを考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上、都市計画道路法隆寺線についての報告とさせていただきます。以上が都市計画道路の整備促進に関することについての報告であります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

里川委員。

里川委員 私、前の経緯よくわからないので確認をさせていただきたいんですけども。パークウェイなどの、今課長のほうからいろいろ説明していただいたんですが。説明会というのが何度もいろいろ出てきているようです。それは地元の住民の皆様方の合意を得て工事を進めていくことが最も重要なことだとは思っているんです。ですから大切なことをやっていただいているわけなんです、その説明会の持ち方なんです、以前、お手紙をいただきまして、説明会の主催者が誰で、町の立場はどうかというような問題が、ちょっと私もいただいたお手紙を読んでいてわかりにくかったんで

すが、この問題は当委員会のほうでも出てたように思うんですが。その後ですね、説明会を持つ場合、町はどういう立場をとっていくのか、やはり国と同じようにきちっとそういう町としての立場を明らかにしながら、国と町とあわせて説明会をして、住民の皆さんに説明する立場でご参加きちっとしていただいているのかどうか。そのへんを住民さんがきちっとご理解いただけているのかどうか。説明会の持ち方そのものが、私自身も自分がそういう地域にないものですから、説明会に行ったこともありませんので。そのへんについて本当に住民さんに理解をしていただける町の立場というのを、そういうことがあったから余計に明確にさせていただくべきだろうと思っているんですが。今後もこの説明会続けてやっていかれるようですが、どのような形で進めていかれるのか、確認をさせていただいておきたいなと思います。

都市整備  
課長

今ご質問いただきました説明会という公の会を実施をするときでございますが、これはその事業がどういう事業であるかということでございますが、今回ご審議をいただいておりますように都市計画道路というのがひとつの一面がございます。これは当然斑鳩町がまちづくりの道路ということで決定した道路ということでございますので、町も当然のことながら事業者と同様の立場であると、そのように理解しております、というのが町の立場でございます。この道路事業、実際は国道ということの位置づけで、国が事業者ということでございます。従いまして道路本来つくることにつきましては、当然国が事業主という立場でございますが、当然町といたしましても、事業者ではございませんが、この道路の、この都市計画道路としてのですね、状況ということで、これはもう斑鳩町の道路というような感じで、位置付けとしてはですね、立場的な違いはあるんですけども、同じ考え方でいっているというのが実際に公に説明会される時はそういう立場で、我々としてもそういう立場として説明をさせていただく、あるいは回答させていただくという立場でございます。ちょっとその説明会そういうことであればそうなんです、今日までいろいろと、ちゃんとした説明会なんかどうかといったところへんで、いろいろと立場の議論あったか

と思うんですが、あくまで今お話しさせていただけるのは、どうしても公の説明会ということであれば、当然、国も町も事業をすすめる立場ということで同じような立場やといった認識をいただければ結構かと思っております。

里川委員　今の課長の説明のほうで私のほうは理解はできるんですが、当事者となられる地域の皆さん方が、そういうご理解をきちっとしていただけるのかどうかというところがやっぱり大事なところですのでね。今後やはり住民の皆さんに理解していただけるような持ち方、そしてまた説明っていうものをやはり重視していただきたいということを再度お願いしておきたいと思います。

委員長　他に。　木田委員。

木田委員　私、3月の一般質問の時に聞かせてもろたと思いますねんけど、都市計画道路法隆寺線の残存物件1件についてですね。今まで話し合いもなかなか応じてもらえなかったんが、前向きに話し合いに応じてもらえるようになったというような、確かそういう報告やったと思いますねんけどね。それなのにまた収用法をどうのこうのちゅうような考え方も、そりゃ話し合いしながら、最悪の場合はそういう方法とられるんじゃないかなと思うねんけども、そういうことになってきたということはあまり進展していないんかなっていう風にも思いますけどね。そしたらその収用法をかけたとした場合ですわね、どれぐらいの歳月ちゅうんですか、日数を要するのかわすね、町では決められない、県で収用委員会を開かれて、そこで決定されるというような話なんですなねんけども。それらについてですね、スケジュールていうんですか、これからのスケジュール的に見て、どのぐらいにそういう話は解決すんのかなというふうな疑問が起こりますねんけども。長くなった場合やったらかなりかかるのんと違うんかなと、同じように考えたらいかんのか知らんけど、法隆寺の門前のなにもあったことやしね。まあ奈良県内ではあまり収用法かけられたというような何は少ないと思いま



すねんけども。それについてですね、円満にこれは解決したらなにも言うことないですねんけども。いつまでも引きずっていくこともなかなかやっぱり町民にとってもですね、あのような形でずっと置いとかれるいうのもおかしいなということで、そのタイムリミットっていうんですか、それはどのぐらいと考えるおられるのか、そのへんについてお聞かせ願いたいと思います。

都市建設  
部長

確かに法隆寺線の国道際の用地につきまして難航しているのは事実でございます。平成20年度の予算でですね、そうした調査業務でありましたり、収用に係る予算をあげさせていただきましたのも、なかなか前へ進まないといった中で、そういった手法を使うべき時期にきてるんじゃないかという判断で20年度予算にあげさせていただいたわけでございますけども、20年度はさきほどの一般質問でも答えをさせていただきましたように、何回も交渉の中で条件を提示いただきまして回答する中で前向きに取り組みをいただいている状況もでてきたということで、収用法に係ります事業については棚上げみたいな形にはなっておったのは事実でございますが、最近の交渉の中でですね、またうまくいかない点も出てきていることも事実でございます。もう一度そういった収用法にかかる手続きについて、準備だけでもしておくべきではないかという判断から、後ほど説明もさせていただきますけども、繰越明許をさせていただいた状況でございます。実際に収用委員会にかけていく中で時期的にどうなのかといったご質問でございますけども、これはいずれにいたしましても、県の収用委員会にあげていくまでにですね、すでにいろいろと担当との協議が必要になってくるのかなというふうに考えております。そういった手続きにかかるまでの処理期間についても、ある程度日数がかかると思います。で、最大いつまでにしなければならぬかといったことでもございません。もしそういった収用法の手続きにかかるんなら、なるべく町としても早く結論をだしていただくふうには考えていますが、期間的にいつだといったことについては今現時点では申し上げられないといったことでございます。

委員長

他にございますか。

( な し )

委員長

本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。  
次に、③ J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の説明を求めます。 今西都市整備課参事。

都市整備  
課参事

それでは、J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについてでございます。

初めに、J R 法隆寺駅周辺整備事業についての整備状況であります。平成19年度のJ R 法隆寺駅橋上化事業の完成後におきまして進めてまいりました駅周辺の各路線の整備状況について報告させていただきます。資料2をご覧くださいと思います。

まず、駅北口の4 - 1号線でございますが、平成18年度・平成19年度の事業で整備いたしまして平成19年9月に完成いたしまして、町道3002号線として東向き一方通行により供用いたしておるところでございます。次に、駅南口広場でございますが、平成18年度・平成19年度事業として整備いたしまして、平成20年3月に完成いたしております。なお南口広場でございますが、駅舎橋上化事業に伴って暫定的に広場として整備したものでございまして、今後、都市計画による広場の計画決定の手続きを進めるための地元協議を行ってまいる予定をいたしております。都市計画広場として計画決定できましたら追加整備を行ってまいる予定をしております。次に1号線でございます。駅南口広場から西方面の県道跨線橋下までの区間でございます。平成20年度事業として整備し、平成21年3月に完成しております。町道424号線といたしまして区域変更を行い供用いたしておるところでございます。次に北口広場でございますが、図面上では表示しておりませんが、4 - 1号線と、南北5号線とかかる交差図面でございます。この部分につきましては平成20年度事業といたしまして広場ロータリーや停車帯、植栽帯を整備いたしまして、北口駅前の

円滑な車両動線の確保を行ったところでございます。以上がこれまでに、図面中黒色で着色している部分でございますが、整備済みとなっている路線等の状況でございます。

続きまして、今後も引き続いて整備を進めてまいります路線の進捗状況についてご報告させていただきたいと思っております。まず、駅北口の5号線でございますが、この路線は北口広場から服部道までに抜ける町道312号線の改良でございます。両側に歩道を設置し交互通行のできる車道を確保することを目的としており、東西両側に拡幅する計画で進めておりました。今日まで関係する各地権者に対しまして、計画の説明を行いながら、土地の境界確認にもご協力をいただき、この路線の整備手順といたしましては、路線東側への拡幅をまず先行して進めると、そういった状況でございます。これらの進捗状況をみながら路線西側を整備に取り組むことで、関係者あるいは地権者のみなさんにも説明いたしましてご理解をいただいております。路線東側につきましては、建物補償調査等も終えておりました。用地交渉を進めてまいりました5号線東側の地権者の内、3件につきましては、今日までに事業へのご理解をいただき契約をいただいたところでございます。引き続き、他の地権者の方々につきましても、事業の進捗状況等を報告しながら具体的な交渉を進めてまいりたいと考えております。

次に駅南口の2号線でございますが、すいません、申し訳ございません。図面中の2号線(L=約360m)と表示されておりますところの延長の誤った記載となっておりますので、正しくは延長約550mでございます。大変申し訳ございませんが、訂正をよろしくお願いいたします。この2号線でございますが、県道大和高田斑鳩線から駅前広場にアクセスする道路計画でございます。これまで、農地部分につきましては、平成17年度に土地の境界確認の協力もいただきまして、事業による潰れ地面積についても各地権者への説明を終え、事業への協力もお願いしておりましたところでございます。こうした対応を行う中で、計画線の三代川北側農地部分の約5ヘクタールにつきまして、線引き制度によります特定保留区域として位置づけをしておりますことから、道路計画と併せて地元調整を進め

てまいりました。そんな中、地元地権者の意向も確認できましたので、このことにつきましても簡単に経過を報告させていただきます。この線引き制度による新家地区の特定保留区域約5ヘクタールでございますが、このうち駅に近い北側の、地図上で緑色で着色している部分でございますが、この部分であれば、地元のほうもまとまるということもございまして、市街化区域に編入できないかといった数名の地権者から相談を受けましたことから、県と協議を重ねてまいりました結果、特定保留区域約5ヘクタールを白紙に戻し、新規地区として斑鳩の区域において、今回の線引きに併せて市街化区域編入にむけて調整を行っていくといった一定の方向性が示されてございます。最終的な地元の判断といたしまして、特定保留区域約5ヘクタールを白紙に戻すことについて、関係地権者の意向も確認をいただいた上で、約5ヘクタールの北側半分の区域約2.4ヘクタールでございますが、この部分を新規地区として市街化区域編入に向けて事業に取り組みたいとの地元意向が取りまとめられましたことから、今回の線引きにおいて市街化区域編入地区として町素案を県に提出いたしております。現在は、線引きスケジュールを勘案しながら地元役員の方々と準備組合設立等に向けて調整をはかりつつ、土地利用の方針等の熟度を高めていただくことをお願いしてきたところでございます。

なお、この土地区画整理事業の実施による市街化区域編入の要件といたしまして、土地区画整理予定区域への進入路といたしまして、県道大和高田斑鳩線との接続が必要となっており、また駅前広場や駅前への進入路の確保など、駅南口周辺の一体的なまちづくりが求められているところでございます。駅前の市街地部分の整備計画とも整合を図る必要がございます。

そのようなことから、今年度では、既定の都市計画道路安堵王寺線から駅南口に接続する（仮称）法隆寺駅前線及び駅前広場の都市計画決定に向けて、準備を行っており、今後市街地部分の関係自治会への説明会や関係する地権者への説明等の対応を行う予定といたしております。また県道大和高田斑鳩線から土地区画整理予定区域までの路線につきましても、今後、土地区画整理事業の進捗と歩調を合わせながら、地権者への対応を行

ってまいりたいとこのように考えております。

次に、最後になります。駅北口の4 - 2号線についてでございます。当該路線は、駅舎橋上化事業に伴いまして生み出されましたJR廃線跡地を活用いたしまして、新設道路として整備を行うことといたしております。現在、駅周辺整備事業では、南口の2号線また北口では5号線の整備に向けて進めている段階でございますことから、これらの路線の進捗状況を見ながら当該路線の着手についても今後調整をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

以上簡単ではございますが、JR法隆寺駅周辺整備事業の進捗状況の報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

( な し )

委員長 よろしいですか。本件についても、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、6月定例会に提出が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

まず初めに、(1)斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを報告いただくことといたしますが、これについては、都市計画マスタープラン策定委員会及び景観計画策定委員会の設置に関する条例の改正案でございますので、各課報告事項の(3)斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則について、及び(4)斑鳩町景観計画策定委員会規則についてを併せて説明していただきたいと思っております。理事者の説明を求めます。

藤川都市整備課長。

都市整備課長 それでは6月定例議会提出予定議案の1番目、「斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」と、これに関連いたします内容となり

ますことから、各課報告事項の3番目「斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則について」、同じく4番目の「斑鳩町景観計画策定委員会規則について」、一括してご説明申し上げたいと思います。まず、お手元の資料番号3の末尾に添付いたしております「斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例」の要旨のページをご覧くださいと思います。

本条例は都市計画法第18条の2に基づきます市町村の都市計画に関する基本的な方針いわゆる「都市計画マスタープラン」でございます。及び景観法第8条に基づく良好な景観の形成に関する計画、これを景観計画と申します、これの策定にあたりまして、総合的な視点から検討を行うことを目的として、有識者及び住民公募委員等にて構成する「斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会」並びに「斑鳩町景観計画策定委員会」を設置することに伴い、所要の改正を行うものでございます。続きまして、1枚戻っていただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。本条例の改正内容につきましては、町長に属する附属機関といたしまして、新たに「斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会」及び「斑鳩町景観計画策定委員会」を追加いたしまして、担任する事務に関しましては、それぞれの計画の策定に係る事項の調査及び審議に関する事務といたしまして、別表を改めるものでございます。以上が「斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例」についての説明でございます。

続きまして「斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則について」ご説明を申し上げたいと思います。それでは資料番号8の末尾に添付いたしております「斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則」の要旨をご覧くださいと思います。本規則は、先ほど、ご説明を申し上げましたように、都市計画マスタープランの策定にあたり、斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会を設置することに伴い、当委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。続きまして1ページ戻っていただきまして、規則の案をご覧くださいと思います。内容でございますが、第1条は規則の趣旨について定めたものでございまして、この規則は斑鳩町附属機関設置条例第3条の規定に基づき、斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとしたし

ております。次に第2条でございます。2条は組織につきまして定めたものでございまして、第1項におきまして、本委員会は委員10人以内で組織することといたしております。また第2項におきましては、委員につきましては第1号で識見を有する者、第2号で公募による者、第3号でその他町長が必要と認める者と定め、この中から町長が委嘱することといたしております。第3条は、任期について定めたものでございまして、委員の任期は、委嘱の日から都市計画マスタープランの策定が完了する日までといたしております。第4条は会長について定めてございます。第1項におきまして、委員会に会長を置き、委員の互選により定めることといたしております。第2項におきまして、会長は会務を総理し、委員会を代表することを定めております。また、第3項におきまして、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理することを定めております。第5条は会議について定めたものでございまして、第1項におきまして、委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる旨を定めております。第2項におきましては、会議は委員の半数が出席しなければ開くことができない旨を定めております。第3項におきましては、会議は公開を原則とすることを定めております。第6条は庶務について定めたものでございまして、本委員会の庶務は都市建設部都市整備課で処理することといたしております。第7条は委任といたしまして、この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は会長が委員会に諮って定めることといたしております。最後に施行時期についてでございますが、付則におきまして、公布の日から施行することといたしております。以上が「斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則」についての説明でございます。

続きまして、「斑鳩町景観計画策定委員会規則について」ご説明申し上げます。それでは資料番号9の末尾に添付しております「斑鳩町景観計画策定委員会規則」の要旨をご覧いただきたいと思っております。本規則は、景観計画の策定にあたり、景観計画策定委員会を設置することに伴い、本委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。続きまして1ページ戻っていただきまして、規則の案をご覧いただき

たいと思います。規則全体の構成につきましては、先ほど説明させていただきました都市計画マスタープラン策定委員会規則と同様となっておりまして、相違している点といたしましては、第1条におきまして、この規則は斑鳩町附属機関設置条例第3条の規定に基づき「斑鳩町景観計画策定委員会」の組織、運営その他必要な事項を定めるものとなっております点と、第3条の任期におきまして、委員の任期は委嘱の日から「景観計画」の策定が完了する日までとなっておりますこの点の2点でございます。委員の人数や選出区分などこの2点の他の内容につきましては、まったく同様となっておりますので、説明については割愛させていただきたいと思いますのでご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、6月定例議会提出予定議案の1番目、「斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、各課報告事項の3番目の「斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会規則について」、4番目の「斑鳩町景観計画策定委員会規則について」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

里川委員。

里川委員 附属機関については今までいろいろ整理をしてきて、附属機関全体についてもいろいろ私たちも考えてきた経過もあるんですけども。このそれぞれの計画を策定する委員会については、必要なものであるのかなというふうには思っているんですが。ただ、委員の選任なんですけれども、識見を有するものというふうにだけ書かれておりますので、もう少し具体的に識見を有する方っていうのは町としてはどういう方などを想定されておられるのか、っていうことについてももう少し詳しくお聞きをしておきたいなというふうに思います。

都市整備 今、ご質問いただきました委員で識見を有する方というところでござい



課長

ます。この都市計画マスタープランにつきましては、今後都市計画マスタープランにおきまして斑鳩町の都市計画を進めていく必要がございます。まちづくりの基本方針ということになってございまして、分野といたしましては都市計画をはじめといたしまして多岐にわたっているという状況でございまして、都市計画はもちろんのことでございますけれども、農業、あるいは商業、観光、工業と、それから景観であったり防災であったりといった多方面があると思います。その中で必要な方々を、それぞれの識見を持っておられる方の中です、お願いをしていきたいというふうに思っております。

里川委員

まだちょっと今の説明でもイメージが沸かないんですが。マスタープランはそうなんかなと。けど、どういうところからどうなるんだろうかということ、やっぱり委員の、町がね、どういう方をお願いしようとしているのかっていうのは我々にとっても非常に重要な問題でして、例えばまた景観計画もそうなんですけれどもね。例えば結構識見を有しておられる方々に集まっていたいただいた都市計画審議会がありますね、都計審が。そしたら基本的にやっぱり都計審のメンバーの方たちの中のどういった方っていうんですか、まあ具体的に言えばこちらとの関連っていうんですか、そういうもっとも都市計画決定を打たなければならないようなことを吟味する、都計審がある、その都計審の委員さん達においては、ここなんかの関わりなんか、どんなふうに考えておられるのかっていうのもね、ちょっと気になるところもありまして。そのへんも合わせて、さらに景観計画策定の方もちょっとどんなふうに考えておられるのか教えていただけたらと思うんですが。

都市整備  
課長

ただ今委員からご指摘いただきましたように、この計画につきましては都市計画審議会という審議会がございまして、こことはやはり関係深いと思います。そしてまたマスタープランは都市計画ということでかなり近いというところもございます。やはり都市計画審議会の中にも都市計画、あるいは先ほど申しましたような各分野の識見をお持ちの方々に入ってい

ただ。今回マスタープランの委員をお願いする方におきましては、当然都市計画審議会との関係もございますので、入っていただくことも考えております。なおかつ今回景観計画策定委員会、これは近いようで若干ですね、この景観計画におきましては実際にですね、指定をしていくという計画でございまして、マスタープランではこういうふうな将来のまちづくりの方針ということでございますが、景観計画をもっと具体的に突っ込んだ部分がございます、例えば建物の意匠、形態、あるいは色彩、この細かい基準というところへの基準規定、これを決めていく必要があります。そういった意味から都市計画、町全体のところを捉えていただく必要もございまして、もっとデザイン、色彩であったりといったところへの専門的な知識をお持ちの方というのも景観計画の方には別途また入っていただくと考えておきまして、確かに都計審と都市計画マスタープランも非常に近い、今回特に一般の住民の方が公募で入っていただいているということもあります。まあ景観計画のほうにも入っていただきまして、若干そういったところの違いもあるということでご理解していただけたらありがたいと思います。

里川委員 私も今の説明を聞いててそうだろうなと思ったので、改めて景観計画の委員の方もお聞かせいただいたんですが。特に景観計画の中では、できましたら環境問題などにも優れた識見などを有しておられる方なども入っていただけるようであれば入っていただいて、それらの意見なども尊重できるような形をとっていただければ、非常により良いものができるんじゃないかなというふうにも思いますので、また町の方で検討していただけたらと思います。

委員長 他にございますか。 中川委員。

中川委員 このように目的をもって開く委員会っていうのは、初期の目的を達成したら解散っちゃうんか、なくなるんでしょうが。こういう委員会っていうのはこういう形で任期っていうのはやっぱり完了する日までっていうの

が一般的なんですか。これは任期を定めるとなんか弊害ありまんのか。

都市整備  
課長

今、ご指摘いただきました件でございますが、任期を定めると弊害といったことはございません。例えば都市計画マスタープランにつきましても、おおむね10年先の計画をしておりますので、今回策定いたしますと、次10年先まで都市計画マスタープラン策定委員会というのは開かれることはないのが普通でございます。景観計画策定委員会ももちろん、それに近いところがありますから、景観計画を策定いたしまして、今後どういった形で景観計画を維持していくかというところへんにつきましては改めて考えていく必要があるかと思いますが。策定委員会ということにつきましては、策定をした段階で解散していただくというので、一応役目の方は終わるといふふうに認識をしておりますのでご理解いただきたいと思っております。

中川委員

その委員会でいろいろと議論してもらって策定するんですから、これぐらいの町としては予定で、何年間で策定できるっていうのは予定は立てられないと思うんですが、どれぐらいの期間で策定できるっていうような推測っていうのかな、そんなんはあるんですか。

都市整備  
課長

ちょっと説明を申し上げなかって申し訳ございません。このまず都市計画マスタープランでございますが、このマスタープランは平成22年度末を目標に策定をしていく予定でございます。と申しますのは、今現在持っております都市計画マスタープラン、これがその時点で切れるということでございますので、新たに見直しをするということでございますので、一応期限としては22年度末ということでございます。景観計画でございますが、これも同時期に今現在目標をもって、一応これを目標にですね、策定をしていきたいと考えています。

中川委員

今から、現在からいうと2年弱の間に策定できるだろうという予測を立てているから任期も定めず完了するまでというふうにしてもらってある

ということで理解したらよろしいんですね。

都市整備  
課長 それでご理解いただければありがたいと思います。

委員長 他にございますか。 宮崎委員。

宮崎委員 今、ちょっといろいろ聞かせていただいて、私ひとつだけ疑問に思ったんですけど。都計審とマスタープランとこの景観計画ですか、この3つありますけど、これもし意見が分かれた場合にね、どこで調整するんですか。そのへんちょっとお聞かせ願いますか。

都市整備  
課長 先ほどちょっと申し上げておったんですが、都市計画マスタープランにつきましては都市計画審議会の委員も入っていただきます。それから景観計画についてももちろん入っていただくということで、その中でですね、意見調整は図っていきたいと。今回、各それぞれの委員会で、例えば都市計画マスタープランであれば都市計画マスタープラン策定委員会で案を策定してですね、都計審のほうに諮問をさせていただいて、その中で当然調整をしていく必要があるかと思えます。その今の意見がございますので、100%そのままいくかというのはその状況の中で調整を図っていく必要があるのかなと思えます。景観計画のほうでございしますが、これもいろいろ委員さんのご意見も当然ございますので、いろんなご意見も当然あるかと思えます。その調整をした結果、また都市計画審議会にもご意見を伺っていくという形でいきたいと思えますので、実際にはその中で調整は出てくるというふうには思っております。

宮崎委員 それでしたらね、ちょっとこんだけも委員会いるのかなと疑問に思ったんですけども、まあ実際やられてその方がええのかなと思えますけども、何人かその都計審の方も入られるということですので、マスタープランもこれもあれもって、こんだけ委員会いるのかなってちょっと私はそれだけ疑

問に思ったんですけども。あと、これされていく中で10人って言うっておられますけれども、10人以内でっていうことですけど、これだけの少数で、斑鳩の、ある程度基本的なもんだとは思いますが、そういう学識者とかそういう方を入れる予定はあるんですか。

都市整備課長 その都市計画マスタープラン策定委員会、景観計画策定委員会、双方とも10人以内ということにしておりますが、一応斑鳩町の審議会設置要綱の中では10人以内という規定もされているところでございまして、できるだけ10人に近いところでしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

宮崎委員 もう一つ、言うてた学識経験者ですか、大学の先生とかこういう都市計画専門的な先生も入れられる予定はあるんですか。

都市整備課長 失礼いたしました。当然、都市計画であったり、まちづくりの専門家であるといった、大学のほうの教授の方々にも参画ををしていただく。識見を有する方というところで、そういった方々にもお願いしていきたいと考えております。

委員長 そうしたら私の方から2点ほど。さきほど、都計審含めてですね、マスタープラン委員と景観策定委員っていう3つですか、識見を有する者は選ばれて、だぶる場合があるとおっしゃいましたけど、そういう考え方でいいのかどうか。それと委員の半数が出席しなければ開くことができないとなってますけども、10名の半数ということは5名ですけども、例えば5、6名で斑鳩町のビジョンが決められいくというのは非常に危険な感じもするんですけど。例えば重要な決定をする会議の内容でしたら、委員の皆さんにできるだけ出席してくれとかいう要請は当然されると思うんですけど、そう考えといていいのかどうか。

藤川都市整備課長。

都市整備  
課長

1点目の委員さんがだぶってということはないかということでございますが、やはり先ほど申しました都計審の委員さんということも考えてございますので、たぶってくるというふうには思います。それが1点目でございますので、2点目の半数5、6人でそういった計画を決めていっていいんだらうかという話でございますが、当然規定といたしましては過半数ということでございますが、極力おおぜいの方でご審議いただけるように調整をしていきたいと考えてございますのでご理解をお願いしたいと思います。

委員長

もう1点すいません。今だぶる可能性もあるということですがけれども、例えば1、2名はだぶっても5、6名もだぶったら、今、宮崎委員おっしゃったように3つもつくる必要ないやないかということになってくるかと思うんですけれど。少数のだぶりということで認識していいですか。

清水都市建設部長。

都市建設  
部長

今おっしゃっているのは3つの委員会というのは、都市計画審議会も含めてというふうにご認識されていると思うんですけれども、先ほど課長も申しあげましたように、策定委員会の2つの位置的なものを申しますと策定委員会、2つの策定委員会があって、そこで出てきた計画について都市計画審議会で最終的に決定なりしていただくといったものでございまして、上位委員会とか言い方は語弊があるかも知れませんが、各策定委員会で作り上げていただいたものを、都計審で諮っていくといったことでございますので、多少のだぶりがでてくるということについてはご意見あると思いますけれども、当然、斑鳩町の都市計画審議会の中にですね、都市計画専門の人でありますとか、建築専門とかいろんな委員さんがはいつておられる中で、特に都市計画マスタープランにつきましては、そうした本来の都市計画をマスタープランをつくっていく中で、やはりそうした一定以上の、例えば5人、6人、委員がだぶってくる可能性はございます。ただそれやったら都市計画審議会にはじめからすればいいじゃないかとご意見があるかも知れませんが、今回の場合、一般の公募の委員さ

んも入れながら、一般の生の住民の皆さんの声も聞きながら、そういったマスタープランをつくっていきっていきいたいということもございますので、一步形を変えた形で委員会で意見も聞きたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

委員長 他にございませんか。 里川委員。

里川委員 今の委員長がお尋ねになったことからふっと思ったんですが、私自身都計審の委員もしたこともありまして、以前都計審の出席率比較的によかったかなとは思ってるんです。ただですね、斑鳩町の中でも総務部局がやりました男女共同参画の策定委員会などは、本当に専門家入れてましたらね、なかなか日程が合いにという場合があったんです。その場合に担当がどうしても出席していただきたいけれども出席できない、そういう場合ですね、会議を開くのにやはり基本的には会議にかかる資料については前もってお配りをして、そしてその資料の内容を見たご意見を委員さんから、出席できない場合であってもファックスなどによってご意見をいただくという方式を、財政のほうでは男女共同参画の時などにもやっておられたんですね。ですから、せっかく専門家の方委員になっていただいても、その意見が聞けないということであれば、選任しているのになんにもならないので、できるだけそういう手法を使って専門家のご意見を、どうしても時間合わない場合もあると思います、そういうふうに職業お持ちであればあるほどね。そういう努力をまたしていただけたらなど、今の委員長のご意見いろいろ聞いてる中で、今思い出しましたので、すいませんが要望として申し上げておきたいと思います。

委員長 他にございませんか、よろしいですか。

( な し )

委員長 次に、(2)平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締

結について（その１）、理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課  
長

それでは、6月議会定例会に提出を予定しております、平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その１）のご説明をさせていただきます。本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから工事の請負契約について議会の議決を求めるものであります。

それでは、資料4をご覧ください。契約の対象となる工事名は、斑鳩町都市水環境整備下水道事業第11処理分区2工区-3工事でございます。契約方法は、指名競争入札。契約金額及び契約の相手方につきましては、入札の執行が平成21年5月19日、仮契約を5月20日に予定いたしておりますことから、現在は未定でございます。工事期間につきましては、議会議決後271日間とし、平成21年6月22日から平成22年3月19日を予定いたしております。工事場所につきましては、資料2枚目の付近見取り図をご覧くださいませでしょうか。神南3丁目地内の油屋橋北詰めの町道503号線を起点とし、赤色で着色しております路線から大和川堤防道路、町道503号線の歩道部まで路線延長約429mとなります。つぎに資料3枚目の詳細図をご覧くださいませでしょうか。工事概要につきましては、施工延長613.8mのうち、管内径25cmのヒューム管による推進工事の延長が約272m、図面赤色で着色している路線でございます。また、管内径20cmの塩ビ管による開削工事の延長が約342m、図面緑色で着色している路線でございます。本工事場所の地形条件といたしまして、地盤の高低差が大きく上流部の大和川堤防道路付近が最も低いことから、まず推進工法によりメイン管を築造し、その後、各宅地からの汚水を取り込む管渠を開削工法により築造しメイン管に流入する計画で施工を予定いたしております。以上、簡単ではございますが、6月議会定例会に提出を予定しております、平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その１）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。



委員長 説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 推進と開削と並行したやつの、高さを、宅内から入れるのに、これ開削のパイプと推進の差ということ、上と下と並んでるような形になりますのか。

下水道課長 詳細図をご覧くださいませでしょうか。緑色と赤色が2本入っています路線につきましては、まずは推進工事で工事をしてメイン管を作って上にサービス管と呼ばれておりますが、宅内の汚水管を集める管渠をもう1本施工しまして、そこでメイン管に流すと。その路線につきましては2本管渠が埋設されるということになります。

上下水道部長 簡単に説明いたしますと、メイン管、幹線管渠に位置付けするような管がまずございまして、それが深さがものすごい深いんですね。そういったことから取り付け管が施工できないといったことから、その上に家庭から排水するパイプをサービス管と一般的にいいですけども、特に塩ビ管をメインにやっておりますけども、パイプを施工すると。中継は中継、マンホールはマンホールで、深いパイプに落として流域下水道に流していくといった構造になっています。

委員長 よろしいですか。  
次に、(3)平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)の、理事者の説明を求めます。 上田下水道課長。

下水道課長 それでは、6月議会定例会に提出を予定しております、平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)のご説明をさせていただきます。本議案につきましても、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、予定価格が5,000万円を超えることから工事の請負契約について議会の議決を求めるものであります。

それでは、資料5をご覧ください。契約の対象となる工事名は、斑鳩町都市水環境整備下水道事業、第11処理分区2工区-4工事でございます。契約方法は、指名競争入札。契約金額及び契約の相手方につきましては、(その1)と同様に、入札の執行が平成21年5月19日、仮契約を5月20日に予定いたしておりますことから、現在は未定でございます。工事期間につきましては、議会議決後271日間とし、平成21年6月22日から平成22年3月19日を予定いたしております。工事場所につきましては、資料2枚目の付近見取り図をご覧くださいませでしょうか、神南3丁目地内の昭和町自治会館前を起点として、赤色で着色しております路線、昭和町自治会の東側区域の整備を予定し、路線延長は約676mとなります。つぎに資料3枚目の詳細図をご覧くださいませでしょうか。工事概要につきましては、施工延長676mのうち、管内径20cmの塩ビ管による推進工事の延長が約296m、図面赤色で着色している路線でございます。同じく、管内径20cmの塩ビ管による開削工事の延長が約380m、図面緑色で着色している路線でございます。本工事場所の施工条件といたしまして、狭隘な道路で、既存の地下埋設物にガス管及び内径約1mの雨水管渠があることから、公共下水道管を埋設するための掘削が困難な路線箇所につきましては、推進工法により公共下水道管を築造する計画で施工を予定いたしております。以上、簡単ではございますが、6月議会定例会に提出を予定しております、平成21年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。

( な し )

委員長

よろしいですか。3時25分まで休憩いたします。

( 午後3時14分 休憩 )

( 午後 3 時 2 5 分 再開 )

委員長

再開します。

以上、6月定例会に提出予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。まず、はじめに、(1)平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)につきまして、理事者の報告を求めます。 清水都市建設部長。

都市建設  
部長

説明をさせていただきます。この報告につきましては平成20年3月議会におきまして、繰越明許費の議決をいただきました歳出予算のうち、平成20年度内で執行できなかった費用につきまして、平成21年度に繰越をさせていただいたことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、その報告を行うものでございます。それでは資料6をご覧くださいと思います。この資料には一般会計全体の繰越内容を記載したものでございますが、そのうち都市建設部が所管いたします事項につきましてご報告をさせていただきます。はじめに第5款農林水産業費、第1項農業費で、事業名が土地改良事業となっておりますものでございますが、これでは800万円の繰越をさせていただいております。財源内訳は地方債で300万円、その他で400万円、一般財源が100万円となっております。内容につきましては、幸前2丁目地内、幸前の集落の東側でございますが、秋葉川から国道25号に至る農道の整備を計画しているところでございます。ところが一部地権者との交渉と、地元での調整が遅延しているといった状況でございますことから、繰越しをさせていただいたものでございます。

次にその下の事業名、土地改良支援事業では1,050万円を繰越させていただきます。財源はすべて一般財源となっております。内容といたしましては、東里地区におきまして、毛無池の受益農地の用水不足を解消するため、下流にございます溜池、天満池でございますが、その池水をポンプアップすることにより、用水が不足する農地へ普及す

るという土地改良工事を2ヶ年の事業といたしまして、地元で実施していく計画を立てておられたところをごさいます、そうしたところが実施に向けて詳細調査を実施された結果、新たな設備を設置する必要が生じたことから、その設計変更等々の手続きに時間を要しましたため、平成21年度の施工となりまして、繰越をさせていただいたものでございます。次に第7款土木費、第2項道路橋りょう費の道路新設改良事業では、3,590万円を繰越させていただいております。財源はすべて一般財源でございます。内容といたしましては3路線でございます。まず町道405号線、これは国道25号の龍田3丁目から郵便局、吉田寺前を南下する通称当麻道といわれてる町道でございますが、この町道の拡幅事業が1つで、2つとして元厚生年金斑鳩荘のあったところの東側から、稲葉車瀬の白山神社の西側にいたります町道460号線がございます。この町道460号線といかるがパークウェイとの取り合い部分の整備事業、そして3つ目といたしましては三室休日応急診療所の西側でございます南北の道路、その道路とこれもいかるがパークウェイとの取り合い部分の整備事業でございます。この3路線につきましては、いずれも年度またがって各地権者との調整をさせていただいたということから、繰越をさせていただいたものでございます。

次に同じく第7款土木費の第4項都市計画費の法隆寺線整備事業では1,060万5,000円を繰越しさせていただいております。財源といたしましては国庫支出金で495万円、一般財源で565万5,000円となっております。内容といたしましては、先ほども申しましたが、平成20年度予算に用地等の買収交渉におきまして土地収用法に基づく手続きに関して必要となります委託業務予算を計上しておったところでございますけども、先ほども申し上げましたように、土地物件所有者の方々には交渉の場についていただいていたという状況がございましたために、それに応じて本年度、21年度に繰越しをして執行させていただくことも想定しまして、その委託料を繰越しさせていただいたものでございます。以上簡単でございますが、6月定例会において報告を予定しております(1)平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報

告について（一般会計）の説明とさせていただきます。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 里川委員。

里川委員 第5款農林水産業費のところの土地改良事業の2点についてなんですけれども。これ実は補償工事という形の中で地元施工分については町の方で負担をして行う事業であるということで、厚生常任委員会のほうでも火葬場周辺対策事業であったり、衛生処理場周辺対策事業となってるんですが、この事業につきましてですね、厚生委員会でもやろうとしている工事の場所であったり、内容がよくわからないというような意見もあったんですが、これらの事業については土地改良事業ということもあるんですが、これまでこの建水の委員会の中でこういう事業がある場合、図面など提出しての説明っていうのはされてきたのかどうか。また今、繰越明許されているこの件についてはどうだったのか、ということ合わせてお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

都市建設  
部長 各項におきまして、周辺対策事業に限らず、どういった整備をするかっていう工事の概要説明等する場合におきまして、位置図でありましたり、そうした図面を資料としてお出しして説明したこともございます。ただ、今回の繰越明許、繰越しをする3月議会におきまして、口頭で説明をする中でご理解を得られたということで、特にそうした図面等を出してくださいといった要望がなかったということで、そうさせていただきました。

里川委員 厚生委員会の方でも、いろいろ見させていただく中では図面を出してほしいという要望等もございましたし、そして私も初めて建設の方こさせていただきましたけれども、やはりこういった事業についてはより分かりやすくするためにも、できるだけ資料を出していただけるように、今後理事者側にお願ひしておきたいというふうに思うんですけれども。出せるもの

と、出せないものがあるのであれば、またその都度それらについても説明をしていただきながら、極力理事者側のほうからそういったものを資料として、位置図であったり内容ですね、示していただけるようお願いはしておきたいなというふうに思います。

委員長 答弁はよろしいですか。

里川委員 答弁をお願いいたします。

総務部長 今、ご質問いただいております。実は今日の予算決算の打ち合わせの中でもそういうご意見がございました。また昨日、厚生委員会でもそういう意見がございました。そういったことから繰越しをする議案を出す時がございました。往々にして12月定例会、もしくは3月定例会になってくるかと思えますけれども、そういうときには特定の事業でありますので、その時に案として位置図を付けたら、議員さんにわかっていただけると思えますので、必要に応じて出していきたいと考えております。

委員長 よろしいですか。他にございますか。木田委員。

木田委員 この繰越年度っちゅうんですか、これはその事業についてですね、いつまでもこれ繰越していくっちゅうような、そういう考え方あんのかなのかね。そのへんについて、斑鳩、幸前の場合なんか、集会所っていうんですか、そののなについてもう今断念したということなんですけども。一応何年間かは繰越で予算なんぼかとおてもおてたと思えますねんけどね。だからいつまでも続くんか、あるいは何年で打ち切りになんのか、そのへんはどうですかね。

委員長 池田総務部長。

総務部長 予算の関係でございます。ある年度に予算を計上いたします。例えば1

千万やったら1千万計上します。その年に何らかの事情で事業が進まないという場合、全額繰越、翌年度に必ず事業ができる見込みがある場合とか、年度末に契約して翌年度に工事する場合があります。こういう場合は繰越明許をさせていただきます。次に翌年度で事業ができると想定しておっても、いろんな事情があってもどうしてもできないという場合は翌々年度に事故繰越、これは特殊な場合で、事故繰越という手続きがございますけれども、これについてはめったにないです。それ以上の繰越はないです。で、いままでつけておったものにつきましては、あれは、ある年度に予算をつけておりました、ところが繰越をしなくて、もう一つの、町といたしましては当該年度ではその予算はなくなってしまうわけです。そして新年度で新たに予算をつけております。こういう手法をとっておりますので、特に集会所の場合なんかは、こういうふうになっております。今回の場合は翌年度でできる見込みがあるということで、繰越をさせていただいております。

委員長 他にございますか。 中川委員。

中川委員 土地改良事業のその他の財源で400万でありますねんけど。その他っていうのはどういうふうな財源なのか教えていただきたいんですけど。

都市建設部長 先ほどから出ておりますこの土地改良事業におきます周辺対策事業、これのその他の400万と申しますのは地元負担金、要は補助金事業のうちの地元負担金が発生しますんで、農林水産業費ではその他ということで、地元負担金というふうにあげておりますけども、補償事業ということでございますので、補償担当課でございます環境対策課のほうで、その上の衛生費、清掃費の衛生処理場周辺対策事業の400万、繰越をして、これでまかなうといったことでございます。

委員長 他にありませんか。

( な し )

委員長 それでは次に、(2)平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)につきまして、理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課長

それでは、平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)のご説明をさせていただきます。この報告につきましては、3月議会定例会におきまして、繰越明許のお願いをし、神南3丁目地内の第11処理分区2工区-5工事及び龍田2丁目地内の第12処理分区4工区-4工事を発注し、整備区域の拡大を進めているところでございますが、その繰越明許費繰越計算書のご報告をさせていただくものでございます。それでは、お手元資料7をご覧ください。繰越計算書でございます。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名公共下水道事業(第11処理分区2工区-5・第12処理分区4工区-4)金額1億円、翌年度繰越額8,900万円、財源内訳といたしまして、未収入特定財源、国庫支出金2,600万円、地方債6,300万円でございます。以上、6月議会定例会において、報告を予定しております平成20年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(公共下水道事業特別会計)のご説明とさせていただきます。

よろしく、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

すいません。1つ訂正させていただきます。金額につきまして、表示1,000万円と表示いたしておりますが、今ご説明させていただきましたように、1億円の訂正をよろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

( な し )



委員長

よろしいですか。

他に、理事者側から何か報告しておくことはありませんか。

谷口上下水道部長。

上下水道  
部長

そうしましたら、人事院勧告によります人件費の補正についてでございます。この件につきまして平成21年度水道事業会計及び平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計の補正予算、人事院勧告に伴います人件費の補正を6月議会定例会に上程し、審議をお願いする予定をいたしております。内容につきましては去る5月1日に、国の人事院が国家公務員の期末・勤勉手当に関しまして勧告を行い、5月8日には人事院勧告どおり実施する旨の閣議決定がなされたところでございます。このため国の給与法の改正が今月中に行われ、平成21年6月分の勤勉手当が引き下げられますことから、当町におきましても給与条例の一部改正を5月中にご承認いただく予定でございます。それに伴いまして人件費の補正が必要となりますことから、平成21年度斑鳩町水道事業会計及び平成21年度斑鳩町公共下水道事業特別会計、また同時に人事異動に伴います人件費の予算補正も合わせて行いたいと考えておりますが、後日、詳細な説明をさせていただく機会がございませんので、6月議会定例会におきましては補正予算を上程し、審議をお願いする予定でございますことから、あらかじめご了承をいただきたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

委員長

他にございませんか。

川端観光産業課長。

観光産業  
課長

まず1つ目ですけど、奈良まほろば館における、法隆寺iセンターにある夢殿のレプリカの展示についてご報告させていただきます。東京において奈良県の紹介などを行う新拠点施設として「奈良まほろば館」が本年4月4日に中央区日本橋にオープンいたしました。この新拠点施設の機能と

して、「本物の奈良」「歴史の奈良」「癒しの奈良」など「奈良らしさ」を打ち出し、奈良県のイメージアップと活性化を図ることを目的として設置され、観光情報スペース、展示・イベントスペース、物販スペースを設けております。年末の31日から年始の3日までを除きオープンしている施設となっています。このほど、この「奈良まほろば館」で開催される、斑鳩の里を歩く、サイクリングしていただくことを目的とした誘客キャンペーンが6月2日から18日にかけて開催されます。このキャンペーン期間中に、法隆寺iセンターで展示してあります、「夢殿のレプリカ」模型ですね、が展示公開されることになりました、この夢殿の模型は大和郡山市在住の故・杉野清隆氏が3年かかりで製作されたもので、遺族の方々のご好意により平成18年に観光協会に寄付いただいたものであります。非常に精度が高く技術的にも優れたものと評価されたレプリカとなっています。初夏から秋にかけての斑鳩路周遊キャンペーンの一助となれば幸いです。初夏から秋にかけての斑鳩路周遊キャンペーンの一助となれば幸いです。もし東京へ行かれる機会があれば、お立ち寄りいただければ幸いです。以上報告とさせていただきます。

委員長 他にございますか。

( な し )

委員長 以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等があればお受けいたします。

ございませんか、よろしいですか。

( な し )

委員長 他にないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただ

きたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり副町長の挨拶をお受けします。

芳村副町長

( 副町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

( 午後 3 時 4 6 分 閉会 )